令和　　年　　月　　日

参加資格に関する申立書

佐世保市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職名 |  |
| 代表者氏名 |  |

白南風小・潮見小・木風小学校再編基本構想・基本計画・基本設計業務委託のプロポーザル参加資格について、下記のとおり申し立てます。

□　　参加申請の提出期限の期日以前６か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していな　い者である。

□　　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事　再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者である。

□　　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者ではない。

□　　佐世保市の入札参加資格者名簿において、登録業種が建築コンサルとして登録されている。

□　　平成２７年度以降に延床面積５,０００㎡（増築工事に関しては増築床面積に限る）以上の学校（学校教　育法第１条で定められた小学校又は義務教育学校とする。）施設（校舎に限る。）の統合にかかる建築基準法における新築、改築または増築の基本構想業務又は基本計画業務を元請として受託した実績がある。

※佐世保市外に本社を有する者の場合の参加資格要件とする。

□　　平成２７年度以降に延床面積５,０００㎡（増築工事に関しては増築床面積に限る）以上の学校（学校教育法第１条における小学校又は義務教育学校とする。）施設（校舎に限る。）の建築基準法における新築、改築または増築の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受託した実績がある。

※佐世保市外に本社を有する者の場合の参加資格要件とする。

□　　次に定める各措置又は規制のいずれかに該当する者ではない。

・佐世保市業務委託契約にかかる指名停止措置等措置要綱（平成２６年２月２１日施行）に基づく指名停　　　止措置を受けた者

・佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領（平成１４年４月１日施行）に基づく指名停止措置を受けた者

・佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領（平成１８年４月２　　　　　　　４日施行）に基づく指名停止措置を受けた者

・佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置（平成２４年４月１日）に基づく指名停止措置を受けている者

・佐世保市建設工事暴力団対策要綱（昭和６３年５月１日施行）に基づく指名除外措置を受けている者

　　　・佐世保市物品調達暴力団排除要綱（平成２４年４月１日施行）に基づく指名除外措置を受けた者

・下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成２５年４月１日施行）に　　基づく入札参加規制を受けた者

※該当する項目の□欄にレ点を記入すること。

令和　　年　　月　　日

参加資格に関する申立書

佐世保市長　様

建築設計者共同企業体

　(代表構成員)

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職名 |  |
| 代表者氏名 |  |

（構成員）

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職名 |  |
| 代表者氏名 |  |

白南風小・潮見小・木風小学校再編基本構想・基本計画・基本設計業務委託のプロポーザル参加資格について、下記のとおり申し立てます。

□　　参加申請の提出期限の期日以前６か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していな　い者である。

□　　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事　再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者である。

□　　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者ではない。

□　　佐世保市の入札参加資格者名簿において、登録業種が建築コンサルとして登録されている。

□　　平成２７年度以降に延床面積５,０００㎡（増築工事に関しては増築床面積に限る）以上の学校（学校教　育法第１条で定められた小学校又は義務教育学校とする。）施設（校舎に限る。）の統合にかかる建築基準法における新築、改築または増築の基本構想業務又は基本計画業務を元請として受託した実績がある。

※佐世保市外に本社を有する者の場合の参加資格要件とする。

□　　平成２７年度以降に延床面積５,０００㎡（増築工事に関しては増築床面積に限る）以上の学校（学校教育法第１条における小学校又は義務教育学校とする。）施設（校舎に限る。）の建築基準法における新築、改築または増築の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受託した実績がある。

※佐世保市外に本社を有する者の場合の参加資格要件とする。

□　　次に定める各措置又は規制のいずれかに該当する者ではない。

・佐世保市業務委託契約にかかる指名停止措置等措置要綱（平成２６年２月２１日施行）に基づく指名停　　　止措置を受けた者

・佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領（平成１４年４月１日施行）に基づく指名停止措置を受けた者

・佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領（平成１８年４月２　　　　　　　４日施行）に基づく指名停止措置を受けた者

・佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置（平成２４年４月１日）に基づく指名停止措置を受けている者

・佐世保市建設工事暴力団対策要綱（昭和６３年５月１日施行）に基づく指名除外措置を受けている者

　　　・佐世保市物品調達暴力団排除要綱（平成２４年４月１日施行）に基づく指名除外措置を受けた者

・下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成２５年４月１日施行）に　　基づく入札参加規制を受けた者

※該当する項目の□欄にレ点を記入すること。